

## 松江市手話言語条例の制定について

### 1 手話言語条例とは

手話が独自の文法を持つ「言語」であるという認識の下、手話への理解と普及に関する基本理念を定め、市、市民等、事業者の役割等を明らかにするとともに、手話理解や普及に資する施策を推進するための基本的事項を定める条例。

### 2 制定経緯

本市においては、障がい当事者の団体から制定の要望を受けてきたものであり、全国でも制定が進む状況を鑑み、市としても制定に向け、令和5年度から松江市身障者福祉協会の加盟団体である松江市聴覚障害者協会と「条文案」や「施策素案」について協議し、制定の検討を進めてきたもの。

### 3 パブリックコメント募集の結果

募集の結果、条例案に対する意見はなかった。

※募集期間 令和6年8月26日(月)～9月25日(水)

## 4 松江市手話言語条例

項目	条文
前文 概要	<p>○手話は、独自の文法で構成される言語。ろう者にとって生活や文化創造のうえで必要な言語として継承されてきたが、「手話が言語である」と広く認識されておらず、また手話を使用する環境も十分ではなかったことから、ろう者は不便や不安を感じ生活。</p> <p>○この中、障害者権利条約や障害者基本法で手話は「言語」と明記。市も「松江市障がいのある人もない人も共に住みよいまちづくり条例」を制定し、手話への理解を含め共生社会の実現に向けた取組みを実施。</p> <p>○これらにより、障がいや手話への理解は進みつつあるが、手話は「言語」との理解は十分ではなく、手話に触れる機会や学べる場も不十分。手話の広い浸透に向け更なる取組みが必要。</p> <p>○市民が「手話が言語である」と認識するとともに、手話の普及と使用できる環境づくりなどを推進することにより、障がいの有無にかかわらず、互いに尊重する共生社会の実現を目指し、条例を制定。</p>

項目	条文	ポイント
第1条 (目的)	<p>この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進、普及及び手話を使いやすい環境の整備に関して基本理念を定め、市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、もって全ての市民等が、障がいの有無にかかわらず、互いに尊重して支え合い、安心して暮らせる共生社会を実現することを目的とする。</p>	手話への理解促進や手話の普及等に取り組み、その取り組みを通じ共生社会を実現すること
第2条 (定義)	<p>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ろう者 聴覚に障がいがある者のうち、手話を用いて日常生活及び社会生活を営む者をいう。</p> <p>(2) 市民等 松江市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。</p> <p>(3) 事業者 松江市内において事業活動を行う全ての者をいう。</p>	「(2)市民等」は、通勤や通学により市内で過ごす人も含める
第3条 (基本理念)	<p>1 障がいの有無にかかわらず、全ての市民等が等しく基本的人権を享有する個人として、互いに人格と個性を尊重して支え合い、心豊かに安心して暮らせる共生社会の実現を目指す。</p> <p>2 手話は、ろう者が日常生活及び社会生活を営む上で重要な言語であり、ろう者の手話により意思疎通を円滑に図る権利は、尊重されなければならない。</p>	条例の目的を実現するための基本的な理念や考え方(方向性や姿勢)
第4条 (市の責務)	<p>市は、前条に定める基本理念にのっとり、手話に対する理解の促進、普及及び手話を使いやすい環境の整備を推進するため、必要となる施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。</p>	市の責務 …手話への理解の促進、普及、環境の整備を計画的に実施

項目	条文	ポイント
第5条 (市民等の役割)	市民等は、基本理念についての理解を深め、市の施策に協力するよう努めるものとする。【努力義務】	努力義務 規定
第6条 (事業者の役割)	事業者は、基本理念についての理解を深め、市の施策に協力するよう努めるとともに、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備に努めるものとする。【努力義務】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・努力義務 規定</li> <li>・障がい者差別解消条例でも、働きやすい就労環境の整備を事業者の努力義務として規定</li> </ul>
第7条 (施策の実施)	<p>市は、第4条の規定に基づき、次に掲げる施策を実施するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 手話を学ぶ機会の確保及び手話に触れる機会の拡大を図るための施策</li> <li>(2) 手話により情報を得る機会の拡大のための施策</li> <li>(3) 手話を使いやすい環境づくりに関する施策</li> <li>(4) 手話通訳者等の養成及び確保のための施策</li> <li>(5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策</li> </ol>	第4条(市の責務)に基づき、市の施策項目を規定。
第8条 (意見の聴取)	市は、前条各号に掲げる施策に関して、ろう者その他の関係者の意見を聴くとともに、その意見を尊重するよう努めるものとする。【努力義務】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・努力義務 規定</li> <li>・障がい当事者の意見を聴き、尊重するよう努め施策を実施</li> </ul>

※附則 この条例は、公布の日から施行する。

## 5 条例制定後の施策(案)

第7条 施策の実施	施策(案)
<p>(1) 手話を学ぶ機会の確保、 触れる機会の拡大</p>	<p><b><u>「市民の誰もが参加できる」初心者向けの手話講座</u></b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・誰でも気軽に手話を学べる場として、講師から手話によるあいさつや自己紹介などの簡単な手話を学ぶ</li><li>・まずは年2回程度の開催を予定</li></ul> <p>※この他、手話出前講座を継続実施</p>
	<p><b><u>夏休み等における こども向け手話教室</u></b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・小学生等を対象として、簡単な手話を学ぶ。修了者には記念の認定証(仮)を交付する</li><li>・1日当たり30人程度を対象とし、年2回の開催を予定</li></ul>
	<p><b><u>市報に手話単語の紹介コーナーを掲載</u></b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・市民が手話に触れる(手話を目にする)機会として、市報へ手話単語を継続的に掲載</li></ul>

第7条 施策の実施	施策(案)
<p>(2) 情報を得る機会の拡大</p>	<p><u>企業や学校等のイベント等における手話通訳者配置の勧奨</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不特定多数の人が参加する講演会などのイベントに、手話通訳者等の配置を勧奨</li> <li>また、手話通訳者の派遣制度をわかりやすく公開</li> </ul> <hr/> <p><u>ホームページやSNS等を活用した手話に関する情報発信</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民への制度等説明動画の配信に際し、手話による説明動画も配信</li> </ul>
<p>(3) 手話を使いやすい環境づくり</p>	<p><u>手話に関する啓発パンフレットの作成</u></p> <p><u>市報、庁内モニター等での手話や障がい理解の情報発信</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例の内容等を、市民へ幅広く周知（パンフレットは、市内事業者と連携して松江市オリジナル版を作成）</li> <li>・ 聴覚障がいを含め、障がい理解について周知、啓発を行う</li> </ul> 

第7条 施策の実施	施策(案)
<p>(3) 手話を使いやすい環境づくり</p>	<p><b><u>市民向けイベントの開催</u></b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例の周知、手話に対する理解の促進、手話の普及等を目的として開催</li> <li>・開催日:令和7年3月20日(木・祝)の午後</li> <li>・場 所:松江テルサ</li> </ul> <p>【第1部】「親子向け手話体験教室の開催」と「障がい者就労施設の物品販売」を予定</p> <p>【第2部】手話をテーマとした講演会</p> <p>…手話や、ろう者をはじめとした障がい理解、手話言語条例制定の意義について講演</p>
<p>(4) 手話通訳者等の養成・確保</p>	<p><b><u>手話奉仕員養成講座</u></b></p> <p><b><u>手話通訳者養成講習会(県と共同実施)の継続</u></b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手話通訳者等の確保のため、養成講座を継続して実施</li> </ul> <div data-bbox="1715 978 1968 1242" data-label="Image"> </div>